



栄養情報提供店・沖縄県禁煙施設認定 推進制度をご存じですか？

栄養情報提供店とは、栄養成分表示や栄養・健康に関する情報を提供し、住民の健康づくりのお手伝いに協力するお店です。



今回は西原町で唯一、「栄養情報提供店」と「禁煙施設認定推進制度」両方に登録されている「喫茶 SHIMAYA」(字兼久在)の取り組みを紹介します。

禁煙施設認定推進制度とは、受動喫煙防止対策(敷地内禁煙、施設内禁煙)に取り組んでいる施設を応援する制度です。認定証(ステッカー)を発行することにより、受動喫煙防止を図り、タバコによる健康被害を防止することを目的としています。

喫茶 SHIMAYA は、平成23年5月から国道329号沿いで営業している飲食店です。店長の島尻亜希子さんは4人の子どものお母さんでもあるため、食事の栄養バランスや自身が提供する食事の栄養価について元々興味があったそうです。栄養情報提供店の申請のため、固定メニューの開発に2年ほどかかりましたが、現在は栄養情報提供店として5つのメニューが登録されており、栄養情報と写真付のメニューのおかげで栄養バランスに気を付けている方から人気を得ています。

また、子ども連れのお客さんが店内で安心してくつろげるよう、平成24年11月から敷地内禁煙に取り組み、平成25年3月に禁煙施設の認定を受けました。

このように取り組んでいく中では苦労もありましたが、登録することでお客さんに公的機関の認定があるという信頼感が生まれ、多くのメリットがあったそうです。男性客や子ども連れなど客層の幅が広がり、町内外からも来店するようになったと話していました。

西原町健康増進計画「にしはら健康21(第2次)」では、健康づくりを推進する社会環境の整備の一環として、沖縄県の事業である「栄養情報提供店」や「沖縄県禁煙施設認定推進制度」の申請を推進しています。興味のある方は福祉部健康推進課や南部福祉保健所までお問い合わせください。



店長の島尻さん



お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

赤十字の活動にご支援を！

5月は「赤十字社員増強運動」月間

日本赤十字社は、人道・博愛の理念をもとに世界189か国の赤十字社と連携し、災害や紛争等により飢餓、貧困、病気等に苦しむ人々を国際的に救護するとともに、国内においても各種災害救護や輸血用血液の供給、医療の提供、青少年の健全育成などの事業を実施しています。

昨年10月に発生した台風26号・27号では、西日本から東日本の太平洋側を中心に広い範囲で大雨や暴風をもたらし、伊豆諸島をはじめ、多くの地域が甚大な被害に見舞われました。国外においては、11月の台風30号がフィリピンに上陸。最大瞬間風速90メートルと観測史上例をみない勢力となり、レイテ島などで多くの人々が未曾有の被害を受けました。日本赤十字社は、カナダ赤十字社・ノルウェー赤十字社と協働して仮設診療所の運営や巡回診療、こころのケアなど災害救護活動を展開しています。

これらの赤十字活動は、赤十字の人道の事業に賛同される県民一人ひとりが赤十字社員として毎年協力いただく社資と

寄附金を財源として行われています。

5月は赤十字へのご理解とご協力をお願いし、ご支援していただく方を募集する月間です。赤十字に協力するということは、世界各地で救援を必要としている人々を支援することになります。自治会役員や赤十字奉仕団員などのみなさんが、奉仕活動として各家庭や事業所を訪問して社員への加入や寄附金をお願いしています。

本年も町民のみなさまには、赤十字の人道の事業をご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成25年度の実績は下記のとおりです。温かいご支援に対し感謝申し上げます。ありがとうございました。

・西原町分区における社費および寄附金総額

2,747,497円 (目標額達成率 89.55%)

日本赤十字社沖縄県支部西原町分区 分区長 上間 明

お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係(赤十字担当) TEL945-5311

臨時福祉給付金について

○臨時福祉給付金とは？

平成26年4月からの消費税率引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として行われます。

○対象者は？

原則、平成26年1月1日時点で西原町に住民票登録が行われている方のうち、平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されない方が対象です。ただし、扶養者が課税されている場合や、生活保護の被保護者等の場合は対象外です。

○支給額は？

給付対象者1名につき10,000円で、高齢基礎年金受給者等の加算対象者はそれに5,000円が加算されて15,000円となります。加算対象者は送付する資料をご参照ください。

○手続きについて

平成26年6月下旬から7月にかけて、西原町から非課税世帯に非課税であることを連絡する通知をお送りします。その通知に「臨時福祉給付金」の申請書や誓約書を含めた資料も同封します。必要事項を記入の上、申請してください。

○申請開始 平成26年7月ごろから開始(予定)

子育て世帯臨時特例給付金について

○子育て世帯臨時特例給付金とは？

平成26年4月からの消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として行われます。

○支給対象者とは？

原則、平成26年1月分の児童手当の受給者であり、その平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方です。ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる方は対象外です。

○対象児童とは？

支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童です。

○支給額は？

対象児童1人につき、10,000円が支給されます。

○手続きについて

平成26年6月下旬から7月にかけて、西原町から対象者に向けて案内、申請書等をお送りします。必要事項を記入の上、申請してください。児童手当が職場から支給されている方(公務員の方)は、職場から受給証明書・申請書等が発行されます。必要事項を記入の上、受付開始時期まで大事に保管してください。

○申請開始 平成26年7月ごろから開始(予定)



お問い合わせ 福祉部福祉課 ☎945-5311

～振り込め詐欺などにご注意ください～

今後「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を装った振り込め詐欺や個人情報の詐取が発生するおそれがあります。ご注意ください。

- 西原町や他市町村、厚生労働省がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMでお金を振り込むように指示することは絶対にありません。
- ご自宅や職場などに、西原町や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず福祉部福祉課または浦添警察署にご連絡ください。

お問い合わせ 福祉部福祉課 ☎945-5311
浦添警察署 生活安全課 ☎875-0110(内線261)